

壮瞥町教育大綱

笑顔あふれる元気なまち そうべつ
～ふるさと子どもたちへの贈り物～

令和2年7月

壮 瞥 町

目 次

| | | |
|----|---------------------------|-----|
| I | 基本的な考え方と期間 | P 1 |
| 1 | 大綱策定の背景 | |
| 2 | 基本的な考え方 | |
| 3 | 大綱の期間 | |
| II | 基本目標、基本方針及び施策の方向性 | P 2 |
| 1 | 基本目標 | |
| 2 | 基本方針及び施策の方向性 | |
| | 基本方針1 変化する社会をたくましく生きる力の育成 | |
| | 施策の方向性1 確かな学力を育む教育の推進 | |
| | 施策の方向性2 豊かな心を育む教育の推進 | P 3 |
| | 施策の方向性3 健やかな体を育む教育の推進 | |
| | 施策の方向性4 地域とともにある学校づくり | P 4 |
| | 施策の方向性5 高校を核とした地域創生 | |
| | 基本方針2 生きがいを創り出す生涯学習の推進 | P 5 |
| | 施策の方向性6 社会教育活動の推進 | |
| | 施策の方向性7 文化芸術活動の促進・支援 | P 6 |
| | 施策の方向性8 スポーツを核とした人づくりの推進 | |

I 基本的な考え方と期間

1 大綱策定の背景

平成26年6月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）が改正され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化などを図ることを目的として、教育委員会制度が見直されました。

平成27年4月1日から施行された新制度においては、地方公共団体の長と教育委員会の協議・調整の場である総合教育会議の設置、地方公共団体の長による教育大綱（法第1条の3第1項による「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」）の策定が設けられたところです。

この教育大綱は、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、地方公共団体の長が、総合教育会議の場において協議し、法の趣旨に基づき定めるものです。

本町では、平成27年12月に策定した大綱が、令和元年度までの5年間の期間が終了しますので、教育大綱の見直しを図り策定するものです。

2 基本的な考え方

少子高齢化や生産年齢人口の減少、高度情報化、グローバル化の進展、核家族化などとともに、価値観やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化など、社会情勢が大きく変化している中、地域における教育の充実はますます重要となっています。

このような時代に対応した人材を育成するため、「ふるさと壮警」で子どもたちが生き生きと学び育つことができ、また、すべての世代が生涯にわたり自ら学び、学んだ成果を地域で生かせるよう、今後の本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の方向性を示す「壮警町教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。

なお、大綱は、壮警町のまちづくりにおける最上位計画である「第5次壮警町まちづくり総合計画」と整合性を図り策定するものです。

3 大綱の期間

大綱の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、大綱は、社会経済情勢の変化や「第5次壮警町まちづくり総合計画（令和2年度～令和11年度、以下「まちづくり総合計画」という。）」にあわせ、必要に応じて見直します。

Ⅱ 基本目標、基本方針及び施策の方向性

1 基本目標

まちづくり総合計画では、「地域の活動は全て「ひと」に支えられており人材育成と体制づくりが重要」と位置付けております。社会の形成者として必要な自立・協働・創造する力を、生涯を通じて身に付けられるよう、質の高い学習機会の充実を図り、「笑顔あふれる元気なまち」づくりを基本目標として、総合的な教育施策を推進します。

笑顔あふれる元気なまち そうべつ
～ふるさととは 子どもたちへの贈り物～

2 基本方針及び施策の方向性

基本方針1 変化する社会をたくましく生きる力の育成

変化する社会の中で、子ども一人一人が主体的に生き抜くことができるように、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことを目指します。保・小・中・高がそれぞれの教育活動を充実させるとともに、連携、接続の充実を図ります。

◆ 施策の方向性1 確かな学力を育む教育の推進

(1) 授業改善の推進と学習評価の充実

- ア 全国学力・学習状況調査、標準学力テスト等の結果を分析し、授業改善に活用します。
- イ 「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の資質・能力の三つの柱をバランスよく育みます。
- ウ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて取組を充実させます。
- エ 指導と評価の一体化により学習評価の充実を図ります。
- オ 児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導の充実を図ります。

(2) 学習の基盤となる資質・能力を育む活動の充実と学習習慣の定着

- ア 言語活動や読書活動の充実を図るため、学校図書館の充実を図ります。
- イ 情報活用能力を育成するための学習環境・活動を充実させます。
- ウ 問題発見・解決能力を育成し、身に付けた知識・技能を活用できる学習活動の充実を図ります。
- エ 主体的に家庭学習に取り組む態度の涵養や望ましい学習習慣の定着に向けた取組の充実を図ります。

◆ 施策の方向性2 豊かな心を育む教育の推進

(1) いじめの根絶に向けた取組の推進

ア 学校、家庭、地域、教育委員会などが連携し、いじめの未然防止などに係る取組を推進し、情報通信機器を使用した問題行動等の未然防止・早期発見に取り組みます。

イ スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）を各学校に派遣し、相談体制の充実を図ります。

(2) 道徳教育の推進と体験活動の充実

ア よりよい人間関係を築き、自己有用感や自己肯定感を育むことができるよう取組を推進します。

イ 児童生徒の発達段階に応じて、自他を尊重する態度、人権に対する正しい理解、情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度を育む指導の充実に努めます。

ウ 家庭・地域と連携・協働し、自然体験活動やボランティア活動などの体験活動の充実を図ります。

◆ 施策の方向性3 健やかな体を育む教育の推進

(1) 学校保健・体育・食育の充実

ア 健康の保持増進に必要な知識・能力や望ましい食・生活習慣を身に付けるための指導を充実します。

イ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を分析し、体育の授業や体育的行事を通じて、基礎的な身体能力の育成や運動習慣の定着に向けた取組の充実に努めます。

(2) 防災及び学校安全に関する教育の推進

ア 児童生徒の発達段階に応じた安全教育と通学路の安全対策や児童生徒の安全確保の取組を推進します。

イ 日常の防災教育の充実、噴火等の災害発生時への対応など、防災体制の充実を図ります。

◆ 施策の方向性4 地域とともにある学校づくり

(1) 保育所・小学校・中学校教育の連携

ア 幼児期における教育内容の充実を図るとともに小学校との円滑な接続に努めます。

イ 小学校・中学校の教育内容の充実を図るとともに、円滑な接続と連携の充実を図ります。

(2) 特別支援教育の充実と不登校児童生徒等への支援

ア 教育上特別な配慮を必要とする児童生徒に、学校全体で支援する体制の充実を図ります。また、関係機関などと連携し、児童生徒の実態や保護者の意向を踏まえた計画的・継続的な支援に努めます。

イ 特別支援教育支援員を引き続き配置するとともに、関係機関と連携し、教育相談や適切な就学指導を実施します。

ウ 不登校及びその傾向が見られる児童生徒一人一人の状況に配慮した指導体制の工夫・改善に努めます。

(3) 教育環境の整備

ア 長期的な展望に立った検討を行い、方針を策定し改善充実を図ります。

イ 急速に進む科学技術等の進展に対応し、児童生徒の発達段階に考慮した情報活用能力（情報モラルを含む）の育成を図るために、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、教育活動の充実を図ります。

ウ ICT環境を整備するための推進計画と推進体制を構築し、その充実を図ります。

◆ 施策の方向性5 高校を核とした地域創生

(1) キャリア教育・産業教育の充実と地域貢献

ア 社会的・職業的自立に向けて望ましい職業観・勤労観などを身に付けるために、地域の企業や事業所等と連携し、興味や適性に応じた、職場実習、インターンシップなどの取組を充実させ、必要な地域産業の担い手の育成を図ります。

イ 先進的な農業技術等を地域の事業所や関係機関と連携し、積極的に取り入れ調査研究を推進します。

(2) 教育環境の整備

ア 長期的な展望に立った検討を行い、方針を策定し、改善充実を図ります。

イ 地域の教育資源を活用し、社会に開かれた教育課程を編成し、充実を図ります。

基本方針2 生きがいを創り出す生涯学習の推進

壮警町民一人一人が生涯を通じて学び続け、その成果を活かし、充実した生活を送ることができる生涯学習の充実を図ります。また、子どもたちが夢と希望を持ち続け、壮警町を誇りに思う気持ちを涵養するとともに、町民一人一人が持続可能なまちづくりに主体的に取り組み、生きがいへと繋がる活動を支援します。

◆ 施策の方向性6 社会教育活動の推進

(1) 生涯を通じた学習機会の充実

- ア 主体的な学習活動等や学んだ成果を生かした社会参画の促進を図ります。
- イ 子どもの望ましい生活習慣の定着に向けた取組の促進と関係機関との連携・協働による家庭教育支援を推進します。
- ウ 地域で互いに支え合う人づくり、まちづくりにつながる学習活動を推進します。
- エ 高齢者が新しい生き方を模索し、支え合える地域づくりに対応した学習機会の提供を支援します。

(2) コミュニティ・スクールの充実

- ア 小・中・高の各校において、コミュニティ・スクールを導入しており、保護者や地域住民の学校運営への参画を促し、社会に開かれた教育課程の編成・実施・評価・改善の充実を図ります。
- イ 家庭・地域・学校が目指す子ども像や教育目標、学校運営の基本方針や重点等を共有し、地域学校協働本部の取組を促進します。

(3) 豊かな国際感覚を育む教育活動の推進

- ア フィンランド国研修は、他の市町村にはない壮警町における最も特色のある研修事業の一つであることから、令和2年度までは、現行方式で実施し、令和3年度以降は、実施方法の見直しを図り、常に工夫・改善して、事業を推進します。
- イ フィンランド国研修、外国語活動及び外国語の授業をとおして、異文化を理解し、協調する態度やコミュニケーション能力、豊かな国際感覚を育む教育活動の充実を図ります。

◆ 施策の方向性7 文化芸術活動の促進・支援

(1) 主体的な文化芸術活動の充実と人材育成

ア 文化芸術活動団体などと連携を図り、文化芸術活動の支援に努めます。

イ 活動や作品などを発表する機会の充実を図り、児童生徒の創意と個性豊かな文化芸術活動を一層促進し、人材の育成に努めます。

(2) 文化財や地域資源を活用した地域に貢献する活動の推進

ア 洞爺湖、昭和新山、ジオパークなどの豊かな地域資源を教材として活用し、「そうべつ」の良さを体感する教育活動を推進します。

イ 指定文化財などの文化財の保護と活用に努めます。

◆ 施策の方向性8 スポーツを核とした人づくりの推進

(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進（スポーツでひとづくり）

ア 幼少期からのスポーツ機会の充実と体力の向上を図ります。

イ ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します。

ウ 体育協会・スポーツ少年団活動の充実を図ります。

エ 総合型地域スポーツクラブによるスポーツ活動の充実を図ります。

(2) スポーツ交流の推進（スポーツでつどう）

ア スポーツ推進委員会を中心としたスポーツ活動の充実を図ります。

イ 町民が集うスポーツ活動の充実及び近隣市町村との連携を推進します。

ウ スポーツによる国際交流を推進します。壮瞥町発祥のスポーツ「雪合戦」などの特色ある地域スポーツ活動の普及を支援します。また、札幌市が誘致している2030年冬季オリンピックにおける種目に「雪合戦」が取り上げられるような活動を支援します。

(3) 地域資源を有効活用したスポーツ活動の推進（スポーツでまちづくり）

ア 洞爺湖有珠火山ジオパークを活用したスポーツ活動の推進に努めます。

イ スポーツ合宿誘致を検討します。

ウ 町内施設の有効活用を促進します。

エ 体育施設の整備について検討を推進します。